

規制シート(様式)

190196301520001

平成28年12月22日

規制の名称	不動産の鑑定評価に関する法律	所管府省	国土交通省
根拠法令等	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	土地・建設産業局地価調査課 課長 古川陽
規制目的	不動産鑑定士の資格規制を行いこれらの者の技術的水準を確保するとともに、不動産鑑定業者の事業規制を行い不動産鑑定業の適正な実施を確保することにより、不動産の鑑定評価制度の社会的な信用を向上させ、もって不動産の価格の適正な価格の形成に資することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>○不動産の鑑定評価を業として行う場合、不動産鑑定士以外の者は不動産の鑑定評価を行ってはならない。</p> <p>○不動産鑑定士になろうとする者は、不動産鑑定士試験に合格し、実務修習を修了した上で、国土交通大臣の登録を受けなければならない。</p> <p>○不動産の鑑定評価を業として行おうとする者は、2以上の都道府県に事務所を設ける者は国土交通大臣の、その他の者にあつては都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>等</p>	関連する予算	不動産の鑑定評価に関する法律施行等経費(平成29年度予算66百万円)
規制の最近の改廃経緯	○不動産鑑定士試験を従来の3段階から2段階(短答式(択一式を含む。))及び論文式)とし、試験合格後の実務修習を修了した者に不動産鑑定士の資格を与えることとした。等(平成16年法改正)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	観光、物流、ヘルスケア等新しい成長分野の土地需要の拡大やリート市場の拡大、空き家・空き地等の増加等、土地・不動産を取り巻く社会状況は大きく変化しており、こうした変化に不動産鑑定士や不動産鑑定業者が今まで以上に公正かつ客観的な立場で対応できるようにするため。	規制の維持、改革又は新設の別	検討中
(規制を改革する場合の改革の方向性)	有識者で構成する「不動産鑑定評価制度懇談会」を28年8月に設置し、不動産鑑定評価制度の在り方について、平成29年夏を目途に幅広い検討を行っている。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		